

尾北民商

11月30日号

尾北民主商工会
TEL 0587-54-0524
FAX 0587-54-1390

住宅リフォーム助成制度 + Uターン定住促進 犬山市で住宅リフォーム助成制度実現!

【当面の日程】 (ふるさと定住促進サポート事業)

日	曜	会議、行事など
30	月	
12/1	火	無料法律相談
2	水	第7回常任理事会
3	木	
4	金	扶桑班会 (山那・小淵・南山名)
5	土	
6	日	共済会ボウリング大会
7	月	
8	火	無料法律相談
9	水	扶桑班会 (柏森・斎藤)
10	木	
11	金	
12	土	扶桑班会 (高雄)
13	日	
14	月	
15	火	大腸ガン検診 ^〆 切 無料法律相談
16	水	尾北共済会理事会
17	木	
18	金	
19	土	
20	日	
21	月	拡大推進委員会
22	火	無料法律相談
23	水	
24	木	
25	金	
26	土	
27	日	
28	月	仕事おさめ
29	火	年末休業

犬山市では7月から、住宅リフォーム助成制度とUターン定住促進を合わせた「ふるさと定住促進サポート事業」を開始しました。尾北民商は、経済効果が明らかになっている住宅リフォーム助成制度の創設を繰り返し求めてきました。

この事業は、小規模企業振興基本法の成立を受け、国からの「地方創生交付金」を活用する形で実現しました。

犬山市内に親と同居もしくは近くでUターン定住する子世帯に対して、リフォーム・購入・新築などの費用の一部を補助するものです。

犬山市内に親世帯が住んでいる(祖父母世帯でもOK) + 子世帯が市外に住んでいる(夫婦のどちらかが40歳以下) 場合が条件です。一年以内に結婚する場合もOK

です。「同居支援タイプ」と「近居支援タイプ」があり、同居支援タイプでは持家をリフォームするか、住宅を新築や購入する費用の2分の1(上限60万円)を補助します。リフォームの施行業者は市内業者が条件となっています。(平成27年度は5件を予定)

近居支援タイプは、子世帯が住宅を新築、購入する費用のうち上限20万円を補助します。(平成27年度は50件を予定)

犬山市は来年度からも、独自の財源でこの事業を存続していく予定です。詳しくは、犬山市都市計画建築課へ。

小規模事業者の要求がかかげ犬山市交渉

尾北民商は、今年の春に行なった「全会員実態調査」の結果もふまえ、江南、犬山、岩倉、扶桑、大口の3市2町に対し「要望書」を提出し、懇談を申し入れました。

11月17日、犬山市との懇談・交渉が行なわれました。9名の役員・事務局が参加、岡、水野、岡村、3名の日本共産党市議が同席しました。犬山市側からは、企画財政部長をはじめ9名の関係課長らが対応しました。

懇談のなかでは、この7月から始まっている「ふるさと定住促進サポート事業」についての説明がありました。この事業は、昨年の民商との懇談で「犬山市への定住促進としてのリフォーム補助制度を準備している」と回答していました。

また、滞納税金の徴収問題では、参加者から「収納課の窓口では市民の相談に対して高圧的な態度で苦情や相談が多くなっている」との実態が報告され、収納課に対して徴収行政の改善を求めました。その他、国保税についても要望しました。



共済会ボウリング大会 12月6日(日) 午後1時受付 スポーツ江南 参加希望の方はお早めに申し込みを